

徳島市国土強靱化地域計画策定市民会議設置要綱

(設置)

第1条 国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条に規定する国土強靱化地域計画（以下「計画」という。）の策定に関し専門的知見から検討するため、徳島市国土強靱化地域計画策定市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民会議は、徳島市国土強靱化地域計画の策定及び国土強靱化に関する施策の推進について審議し、意見を述べる。

(組織及び任期)

第3条 市民会議の委員は、別表に掲げる者とし、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、計画策定の完了日までとし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 市民会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

4 副会長は、委員の中から会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会長は、必要に応じて会議を招集し、議長として市民会議を進行する。

2 会長は、必要があると認められるときは、委員以外の者を市民会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 市民会議の庶務は、土木部土木政策課（主）及び危機管理局危機管理課（従）において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年11月8日から施行する。

別表（第3条関係）

所 属	役職	氏名
津田新浜地区自主防災会連絡協議会	女性部会長	浅樋 文子
一般社団法人 徳島市医師会	常任理事	上山 裕二
公募委員		大宮 佐知子
徳島県警察 徳島中央警察署	署長	樫山 憲法
西日本電信電話株式会社 徳島支店	支店長	佐々木 保彰
徳島市消防団	団長	佐野 孝夫
四国旅客鉄道株式会社 安全推進室	副室長	高木 和彦
徳島大学 総合科学部	准教授	田口 太郎
四国電力株式会社 送配電カンパニー 徳島支社	総務部長	堤 徳久
公募委員		内藤 佐和子
四国ガス株式会社 徳島支店	支店長	中川 隆史
徳島大学 環境防災研究センター	教授	中野 晋
社会福祉法人 徳島市社会福祉協議会	副会長	板東 恵子
一般社団法人 徳島市歯科医師会	副会長	坂東 光美
西日本高速道路株式会社 四国支社 徳島高速道路事務所	所長	平松 寛之
国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所	事務所長	宮藤 秀之

※50音順